

## ╲ 利用登録受付中 ∕

# 失語症者向け意思疎通支援者派遣

#### 失語症とは?

脳梗塞や脳外傷等の後遺症として生じることばの障害です。それまで自由に使っていた<u>「読む」「書く」「聞く」「話す」ということばの機能が低下</u>した状態のことです。

例)相手の言葉が理解できない、言いたい言葉が出てこない、文字が書けない等 \*症状や重症度は人によって異なります

#### 失語症者向け意思疎通支援とは?

失語症で意思疎通が難しい方が、<u>円滑にコミュニケーションできるよう支援</u>し ます。

意思疎通支援者は、「和歌山県失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を修了 し、失語症の方の意思疎通支援について、一定の知識と技能を有しています。

【こんな時に支援が受けられます(例)】

- ・銀行や役所へ手続きに行くとき
- ・公共交通機関を使って外出するとき
- ・失語症者友の会に参加するとき









#### ご利用方法

### 1. 事前の利用登録(詳細はお問合せください)

「<u>利用登録申込書</u>」を提出してください。 内容を確認後、「利用者」として登録します。

\*県内在住で失語症のある方なら、どなたでもお申込みできます



#### 月 三 野 味 学 上 4

#### 2. 派遣の申込み

30日前までに

「<u>派遣依頼書</u>」を提出してください。 内容を確認後、支援者を調整して派遣します。

\*派遣は無料です。ただし、待ち合わせ場所から解散までに生じる意思疎通支援者に必要な経費 (例:施設利用料や交通費等)は、利用者様にご負担いただきます。



【お申込み・お問合せ先】